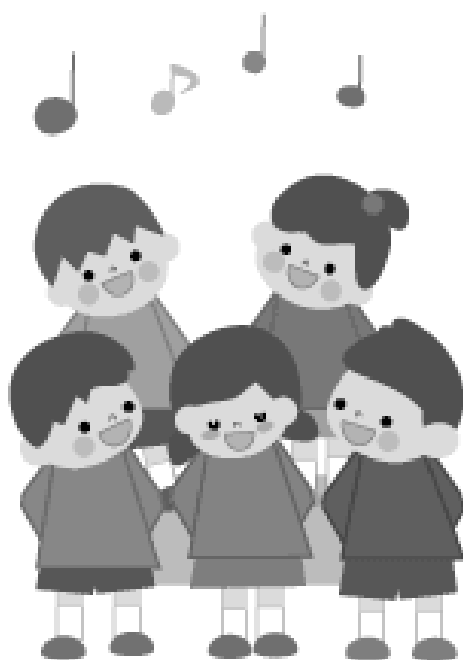


河曲小学校 いじめ防止基本方針



鈴鹿市立河曲小学校

第1章 「いじめ」に関する本校の考え方

鈴鹿市立河曲小学校

1. いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、それを受けた子どもの身体・生命を傷つける危険があることはもちろんのこと、子どもの心を将来にわたって傷つけるおそれのあるものであり、決して許されるものではありません。未来を託す子どもの心身の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題と捉えます。

そのいじめは、どの学校にも、つまり河曲小学校のどの子どもにも起こりうるものであることをまず認識しなければなりません。そして、そのいじめに対して「人として許されるものではない」ことを、私たちは毅然とした態度で示さなければなりません。

そのことを学校教育におけるすべての場で、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対許さないという姿勢を貫くことが大切です。そして、子どもの発達段階に応じ、すべての教育活動において、いじめを許さない取組を進めていく必要があります。

また、そのいじめが起こらないような環境を作っていくことも大切です。そのためには、学校だけでなく、保護者をはじめとする家庭、地域が一体となって、いじめを許さない、いじめが起こらない温かな社会づくりをしていかなければなりません。学校は、かけがえのない宝物である子どもたちが、安心して過ごすことができ、健やかに成長できるよう家庭、地域と連携していきます。

本校は「鈴鹿市いじめ防止基本方針」の策定を受け、いじめのない学校をつくるために、「河曲小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

そこで、まず教職員の姿勢として、子どもの困っていることに対し、些細なことでも必ず親身になって相談に応じ、いつも受け入れる態勢をつくります。そのことが、いじめの早期発見、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない一人ひとりの意識の向上につながると考えます。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて 生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員が子ども一人ひとりを多様な個性をもつかけがえない存在として尊重し、子どもの人格の健やかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要となってきます。

本校では、望ましい子ども像を目指して次のような考え方にに基づき、いじめの防止等の対策に強い決意をもって以下のように取り組んでいきます。

(1) 教職員は、いじめが行われなくなるように鋭い人権感覚を持って取り組みます。

- ・ いじめは、全ての児童に関係する問題であることを念頭に置き、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、とりわけ教職員はいじめを見抜く鋭い人権感覚を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目標に取り組みます。
- ・ 全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが絶対に許されない行為であることや、いじめを受けた児童の心身に及ぼす深刻な影響等について、児童が十分に理解できるように取り組みます。

(2) 児童に対し、いじめの問題の重要性を理解させます。

- ・ 全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することのないようにするため、いじめが絶対に許されない行為であることやいじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響等について、児童が十分に理解できるように取り組みます。

(3) いじめの問題に正しく向き合う児童を育みます。

- ・ 全ての児童が一人ひとりの違いを理解し、相手を思いやり、自他の命を尊重する心を育むことにより、人権を尊重し共に支え合う力と、児童の主体的な活動を促す自立する力を育むことができるように取り組みます。

(4) 地域ぐるみで、いじめの問題に取り組みます。

- ・ いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、地域ぐるみで取り組みます。

2. いじめの定義

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）及び（三重県いじめ防止条例第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの定義の解釈

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立って行います。

この際、いじめには多様な態様があることを踏まえ、法の対象となるい

じめになるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないように努めます。

このことは、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子等をきめ細かく観察する必要があります。その際には、いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に、なおかつ、慎重に確認することが求められます。

なお、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

また、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級などの児童、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など当該児童と何らかの人間関係を指します。

さらに、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどをいいます。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を情報共有する必要があります。

(3) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含

まれます。

この場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報し、警察と連携することが必要です。

(4) いじめのとりえ方

いじめについて、教職員は次のように認識し、いじめの防止等の対策を推進します。

- いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為である。
- いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であり、被害と加害が入れ替わる等、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。
- いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- いじめは「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。

第2章 いじめ防止のための校内外組織

1 河曲小学校いじめ防止対策連絡会議

(1) 法的根拠

法第22条による「学校におけるいじめの防止等の対策のための会議」

(2) 委員の構成メンバー

- ・ 学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育担当、特別支援コーディネーター、該当児童担任、養護教諭
- ・ なお、必要に応じてスクールカウンセラー等、その他学校長が必要と認める者も参加します

(3) 会議の開催

- ・ 年度の初めと終わりの年間2回程度開催します。
- ・ 重大な事案が生じた際など、必要に応じて学校長が委員を招集します。

(4) 会議の内容

- ・ 学校いじめ防止基本方針に規定する取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。
- ・ 学校におけるいじめの相談、通報の窓口について確認します。
- ・ いじめに関する情報、問題行動等に係る情報収集及び共有を行います。

- ・いじめの事実関係の調査、児童への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者・地域との連携を行います。
- ・重大事態が発生した際の情報収集や事実関係の調査を実施し、集約、整理して、該当の保護者・児童、教育委員会に報告します。
- ・いじめの解決を図るために、教育委員会に報告・連絡・相談を行うとともに、指導・支援を受けます。

2 鈴鹿市教育委員会におけるいじめ防止等のための組織

(1) 鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会

- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体による対策等の連携
- ・いじめの現状の情報の共有及び分析
- ・いじめの防止等に関する情報の交換及び研究
- ・メンバー

学識経験者、市教育委員会、市幼小中校園長会、市自治会連合会、市PTA連合会、鈴鹿警察署、鈴鹿市主任児童員部会、市人権擁護委員協議会、津地方法務局、鈴鹿児童相談所、その他、専門的な知識及び経験を有する者

(2) 鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会

- ・市の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究、審議
- ・学校におけるいじめの事案等の調査や重大事態に係る調査
- ・メンバー

精神科医、企業関係者、学識経験者、保護司、弁護士、臨床心理士、その他、専門的な知識及び経験を有する者

3 鈴鹿市の市長部局におけるいじめ防止等のための組織

(1) 鈴鹿市いじめ調査委員会

- ・市教育委員会の重大事態に係る調査の結果についての調査審議(再調査)
- ・メンバー

学識経験者、心理や福祉の専門家、その他、専門的な知識及び経験を有する者で市長が必要と認める者

4 鈴鹿市青少年対策推進本部による対策

いじめ問題への対策等について、鈴鹿市青少年対策推進本部にも取組状況等を報告し、横断的・総合的な機能を生かした対策を推進します。

第3章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であることから、未然防止対策が、とりわけ重要であることを教職員は十分に自覚することが大切であるとの考えの下に、未然防止対策を推進します。

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、学年・学級活動等、各学年の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通して、計画的に取り組みます。

2 未然防止のための処置

(1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図ります。また、児童に対しても道徳や学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは、絶対許されることではない」との雰囲気为学校全体に醸成していきます。

(2) 学校におけるいじめ防止への取組

「河曲小学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、校内におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について、市の基本方針に基づき、より実効性の高い取組を実現するために、適宜その内容を点検し、「河曲小学校いじめ防止対策連絡会議」や学校運営協議会などでの協議を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、学校だより、ホームページ等により、その内容を周知します。

ア 学校経営における位置づけ

- ・道徳をはじめとした全ての教育活動を通じ、児童の社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心や、仲間とのコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力などを育み、生きる力を培う学校教育活動の充実を図ります。学級活動や児童会活動などにおいては、いじめの問題について取り上げ、教職員の適切な指導助言を通じて、児童がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする取組の充実に努めます。
- ・全ての児童にわかる授業・楽しい授業を目指した授業改善に努めるとともに、学級活動や学習活動での居場所づくりに心がけます。
- ・特別活動を通じて、自己肯定感や自己実現のための態度や能力の育成を図るとともに、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指します。

- ・教職員が互いに児童の様子について平素から情報交換を行い、組織的な生徒指導体制の構築を図り、幼稚園・保育所園と小学校、また、中学校とも連携し、途切れのない子どもの支援に努めます。
- ・ボランティアの活用を行い、地域の協力を得ながら、体験学習などを通して、児童同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進します。

イ 教職員等を対象にした位置づけ

- ・教職員のいじめ問題への認識や自覚を深め、人権感覚を高めるため、いじめ問題への対応等について計画的に研修を実施し、資質向上を図るため、校内研修に位置づけます。
- ・日頃から児童の内面を見つめられるよう、児童と触れ合う時間を大切にするとともに、生活ノートや定期的なアンケート調査に加え、教育相談を実施することにより、児童の変化や危険信号を見逃さず、児童がいじめを訴えやすい体制や環境をつくるよう心がけます。

ウ 児童を対象にした位置づけ

- ・人権フォーラムなど人権について学んだり、話し合ったりする場を設定し、いじめを集団の課題として捉える取組を推進します。
- ・児童が、ともに支えあう集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合う人間関係や学校風土をつくります。また、規律正しい態度で授業や行事に参加し、活躍できる授業づくり、集団づくりを行います。
- ・児童のインターネット上のいじめ防止等について、インターネットや携帯電話等の正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上させるなど、情報モラル教育を推進します。

3 いじめの早期発見について

いじめは、大人の目につきにくい時間、場所、手段で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることが多くあります。そのため、学校生活の様々な場面での児童の姿等に目を向け、些細な兆候を捉え、教職員間での情報共有を積極的に行います。

学校生活でのあらゆる機会に、児童との会話等コミュニケーションや触れ合いの機会を積極的に設けます。

いじめのアンケート、教育相談、生活ノート、授業中の発言、休み時間や掃除の時間など、様々な場面や機会を通じ、児童理解を心がけます。

児童一人ひとりのよさや伸び、今後の生活など、よさを認めるために家庭

との情報交換を密に行います。

いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりをもち、いじめの芽に早く気付くとともに、いじめを隠したり軽視したりするのではなく、いじめを積極的に認知するようにします。

(1) 日常的な取組

①教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気付きます。そのために、日記、作文、ノート等も活用するようにします。

②いじめ等問題行動の発生しにくい、互いに信頼関係で結ばれた温かみのある学級・学年経営をします。

③管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を実施していきます。

④年に3回いじめアンケートを実施し、児童一人ひとりから状況及び学級の状態の聞き取りを実施します。

(2) 教育相談の実施

「いじめ調査」をもとにして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握します。

(3) 心のケア

緊急な被害児童の心のケアに対しては、スクールカウンセラーの活用を行い、場合によって臨床心理士等の派遣を教育委員会に依頼します。

(4) ネットいじめへの対応

インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめやネットでの個人情報流出する怖さ等を指導します。

4 いじめへの早期対応について

いじめであることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨みます。特に、いじめられた児童に対しては、スクールカウンセラーなどの協力を得た心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめから守り通すための様々な対応を行っていきます。また、いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

(1) いじめの相談や訴えがあったときの初期対応

・すぐに学年、生徒指導主任、管理職に報告します。

- ・可能な限り、その日のうちに聞き取りや情報共有等を行います。
- ・相談者等の見守りなど安全確保の対策を立てます。

(2) 聞き取りの実施

- ・学級担任など特定の教員だけでなく、複数の教職員で対応します。
- ・事実関係の究明には、いじめたとされる児童だけでなく、周りにいた他の関係児童等からの聞き取りやアンケート調査等も行い、事実関係を正確かつ迅速に把握するように努めます。
- ・内容等については、時系列にした記録を詳細に残します。

(3) 対策の検討

- ・解決への方策等は、特定の教職員だけが問題を抱えるのではなく、学年や生徒指導部会などに報告し、全教職員で共有しながら、組織的な対応を行います。
- ・関係児童、学級、学年、学校全体等の対象別に指導方針を定めます。

(4) 家庭や関係機関との連携

- ・家庭への連絡等は、複数で家庭訪問を行います。
- ・教育委員会には、重大事態と判断した場合、第一報を電話で行います。

5 いじめの解消について

いじめが「解消」している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んで相当期間（少なくとも3か月）継続している。
- ②いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと面談等により確認されている。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を守り、その安全・安心を確保します。いじめられた児童の支援継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

6 いじめの再発防止について

いじめの問題は、いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくありません。教職員は、いじめられた児童やいじめを行った児童のその後の学校生活の様子等について、周りの児童の協力を得ながら継続して十分な注意を払うとともに、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努めます。

また、学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりについて見直す等、児童の実態に応じた必要な指導や取組の改善を行い、

いじめを生まない学校風土の再構築を図っていきます。

7 インターネットや携帯電話等の利用

情報化社会の発展に伴い、児童にインターネットや携帯電話等が普及するとともに新たなコミュニケーション手段として、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したネット上のいじめへの対応が求められています。

ネット上でのいじめは潜在化し、目に見えないところで拡散する危険性が高く、発見しても容易に削除することができないといった困難さがあります。そのため、児童には、インターネットや携帯電話等の正しく安全な利用方法等を学ぶ情報モラル教育を推進していきます。

また、インターネットや携帯電話等の所持や利用に際してのルールづくりといったことは、家庭での教育を中心とし、学校、家庭、地域が共通理解を図りながら取り組んでいきます。さらに、ネット上の不適切なサイトや書き込み等の早期発見及び対処については、児童や保護者等との連携協力を図るとともに、教育委員会等の取組も活用しながら対策を講じていきます。

第4章 関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図っていきます。特に、教育委員会教育支援課と保健福祉部子ども家庭支援課とは密に連携しながら解決に向かいます。

1 学校と市教育委員会等との連携

いじめの問題は、その背景や要因が複雑に絡まることが多く、教育の分野だけで対処するのではなく、市保健福祉部子ども家庭支援課との連携を生かし、定期的な情報共有や事例検討、対策会議等を開催し、よりきめ細かな対策を講じます。

- (1) 教育委員会事務局教育支援課、その他教育委員会事務局各課
- (2) 市の子ども政策部子ども家庭支援課等、市長部局関係各課
- (3) 鈴鹿市人権教育センター、三重県人権センター
- (4) 鈴鹿市警察署(生活安全課)
- (5) 鈴鹿児童相談所
- (6) 津地方法務局鈴鹿出張所及び津人権擁護委員協議会

2 研修の実施

教職員のいじめの問題への認識を深め、個々の人権感覚を磨くとともに、インターネットや携帯電話などを活用したネットトラブルなど、新たない

じめの問題への課題に対応できるよう研修し、校内研修にも位置づけます。
また、研修講座等について教職員の積極的な参加を促すとともに、校内研修に位置づけます。

3 共生社会の実現に向けた方策

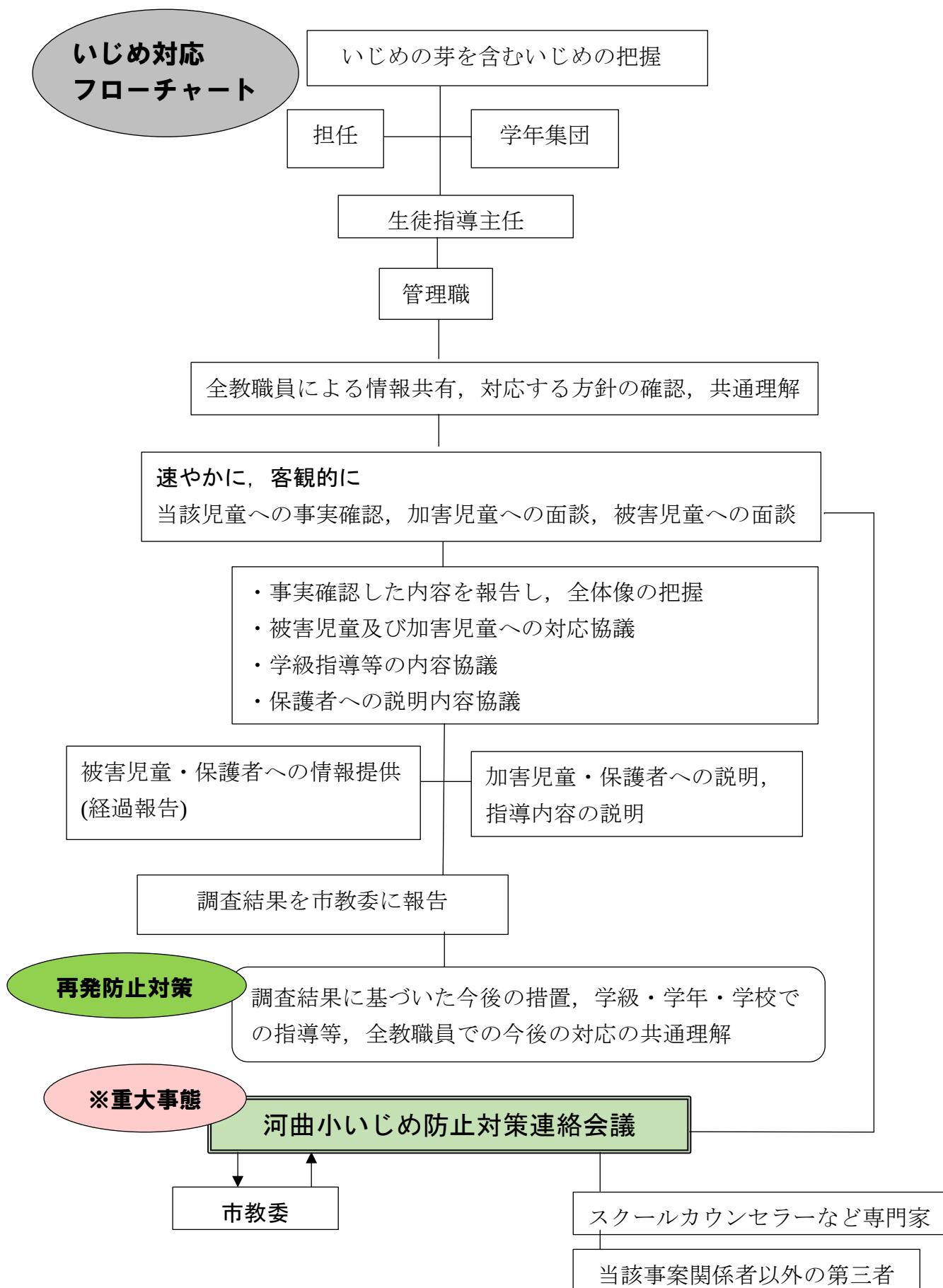
外国籍児童と日本国籍の児童が共に学び生活する多文化共生の視点や障がいのある児童と共に学ぶインクルーシブな教育の視点を持ち、社会的に不利な立場にある児童へのいじめの未然防止等の対策を講じます。

4 取組の評価・点検及び学校運営の改善

学校では、学校経営の改革方針などに、いじめの問題への対策等を盛り込みます。また、学校運営協議会による学校関係者評価を実施し、取組状況についての評価・点検結果を公表します。

学校組織や校内体制の見直しを図り、教職員がいじめの防止等に適切に関わることができる、次のような学校運営の改善に努めます。

- ① いじめの早期発見に関する取組を行うこと。
- ② いじめの早期対処に関する取組を行うこと。
- ③ いじめの再発防止に関する取組を行うこと。



5 重大事態について

(1) 重大事態とは

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・ 相当の期間(30日程度)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対処

- ・ 学校は重大事態が生じたときは、直ちに教育委員会に電話で報告します。その後、教育委員会へは事態の推移に伴い緊密に連絡し、学校の対応状況、確認内容等を時系列にまとめます。

また、事態の概要を把握した時点で文書報告します。さらに、当該児童及びその保護者に、調査に係わる事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- ・ 教育委員会又は学校は、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行います。
- ・ 教育委員会は、調査結果について市長に報告します。
- ・ 市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、再調査を行います。

鈴鹿市のいじめ相談窓口

・いじめSOSダイヤル	059-382-9250
・いじめSOSメール	ijime-sos@city.suzuka.lg.jp
・子ども家庭支援課相談電話	059-382-9140
・子ども人権相談	059-384-7422
・河曲小学校	059-382-0268